

事 務 連 絡

平成 2 5 年 3 月 1 5 日

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉主管課 御中
中 核 市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
企画課自立支援振興室

難病患者等における地域生活支援事業等の取扱いに関する Q & A

平成 2 5 年 4 月 1 日から施行される障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）において、障害者及び障害児の範囲に難病患者等が加わるため、難病患者等の地域生活支援事業及び補装具費の支給の取扱いに関する Q & A を別紙のとおりお送りしますので、各都道府県におかれては、管内市町村等に周知徹底を図っていただくようお願いします。

なお、今回の Q & A については、平成 2 5 年 2 月 1 2 日開催の「障害者の範囲への難病等の追加に係る自治体担当者会議」終了後に寄せられた質問を取りまとめ作成しております。

今後、実際の運用等に当たって疑義が生じた場合は、以下の担当者に F A X にて引き続き照会して下さいますようお願いいたします。必要に応じて、Q & A の追加を行っていきます。

【担当者】

○地域生活支援事業全般に関すること

企画課自立支援振興室 地域生活支援係 奥貫、鈴木
TEL 03-5253-1111（内線 3075）

○日常生活用具給付等事業及び補装具費の支給に関すること

企画課自立支援振興室 社会参加支援係 服部、中西
TEL 03-5253-1111（内線 3073, 3006）

[共通連絡先]

TEL 03-3595-2097（夜間直通）

FAX 03-3503-1237

難病患者等における地域生活支援事業等の取扱いに関するQ & A
(平成25年3月15日現在)

【 目 次 】

1	地域生活支援事業について.....	1
2	日常生活用具給付等事業について.....	2
3	補装具費の支給について.....	10

(注) このQ & Aで難病患者等とは、障害者総合支援法第4条第1項に定める「治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者であって十八歳以上であるもの」及び児童福祉法第4条第2項で定める「治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者総合支援法第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度である児童」をいう。

1 地域生活支援事業について

問1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律施行令（平成18年政令第10号。以下「政令」という。）に規定された「難病等」に該当すると確認できれば、疾病と身体との状況との因果関係を考慮しなく、地域生活支援事業の対象としてよいか。

（答）

1. 地域生活支援事業は、各自治体において、対象者を始めとした具体的な事業内容を定めているものであり、疾病による障害がどの程度である場合に各事業の対象にするのかという点は、各自治体において判断されるべきものとする。
2. また、政令に規定された難病等に該当するかどうかについて窓口で確認する場合には、医師の診断書又は特定疾患医療受給者証等で確認することになるが、医師の診断書の記載からは判断が困難である場合又は診断書に不明な点等がある場合には、自治体内の保健所の医師や審査会の医師等に確認をしながら、対象の適否を判断する。

問2 「難病患者等も地域生活支援事業の対象となる」と示されているが、日常生活用具給付等事業に限らずその他の事業（例えば、移動支援、日中一時支援、訪問入浴サービス事業など）も対象となるのか。

（答）

1. 日常生活用具給付等事業など個別の事業に限らず、地域生活支援事業全体として対象となる。

問3 移動支援事業、日中一時支援事業などについて、具体的な実施方法を示してほしい。

（答）

1. 地域の特性や利用者の状況に応じ、実施主体である市町村等が柔軟な形態により事業を効果的・効率的に実施する地域生活支援事業の性格にかんがみ、実施主体である自治体の裁量により実施方法を定めていただきたい。

問4 「難病患者等」が地域生活支援事業の対象に該当するかどうかの判断に用いる医師の診断書について、その様式を提示する予定はあるのか。

（答）

1. 診断書の様式を示す予定はないため、実施主体である市町村等において作成されたい。

2 日常生活用具給付等事業について

問1 難病患者等日常生活用具給付事業は平成24年度末をもって廃止されるが、障害者総合支援法に基づく日常生活用具給付等事業を実施する際に留意すべきことはあるか。

(答)

1. 難病患者等日常生活用具給付事業については、従来、介護保険法、老人福祉法、障害者自立支援法等の施策の対象とはならない難病患者等を対象とし、市町村長が真に必要と認めた者に日常生活用具を給付する事業として実施してきた。
2. また、身体障害者手帳を有する難病患者等であって、障害者自立支援法に基づく日常生活用具給付等事業の対象とならない難病患者等は、市町村長が真に必要と認めた場合は、難病患者等日常生活用具給付事業において日常生活用具を給付することができたところである。
3. ゆえに、障害者総合支援法に基づく日常生活用具給付等事業は、平成24年度末をもって廃止となる難病患者等日常生活用具給付事業の対象種目、対象者等を対象とするように留意すべきである。

問2 既に身体障害者手帳を所持している難病患者等で日常生活用具の給付の目安となる身体障害者程度等級表の要件を満たしていない場合でも、医師の診断書等で総合的に必要と判断されれば、給付可能と解釈してよいか。

(答)

1. 差し支えないと考える。
2. なお、地域生活支援事業である日常生活用具給付等事業は、地域の特性や利用者の状況に応じて、給付対象者、給付種目、基準額、利用者負担額等を、実施主体である市町村の判断で決定できる。

問3 既に難病患者等日常生活用具給付事業の給付種目を給付されている難病患者等の取扱いについては、障害者総合支援法による給付を受けたものとみなし、耐用年数や修理の可否を考慮したうえで、給付を行わないこととしても差し支えないか。

(答)

1. 差し支えないと考えるが、個々の状況に応じ各市町村で適切に判断されたい。

問4 日常生活用具給付等事業について、障害者等は、障害名や身体障害者障害程度等級等で対象者かどうかを判断することができるが、身体障害者手帳を持っていない難病患者等については、どのように判断すべきか。品目ごとの対象者の例示等を詳細にご教示願いたい。

(答)

1. 地域生活支援事業である日常生活用具給付等事業は、地域の特性や利用者の状況に応じて、給付対象者、給付種目、基準額、利用者負担額等を、実施主体である市町村の判断で決定できるため、給付種目ごとの対象者の例示等を示す予定はない。
2. なお、障害者総合支援法の施行に伴い、難病患者等居宅生活支援事業の一つである難病患者等日常生活用具給付事業は平成24年度末をもって廃止されるため、難病患者等に対する日常生活用具の給付にあたっては、難病患者等日常生活用具給付事業の対象者や基準額等を参考に事業を実施することが望ましい。
3. また、給付の要否を判断する際には、医師の診断書で疾患と必要性を確認することのほか、保健師などによる訪問調査を経て個々に必要性を判断されたい。

問5 難病患者等が合併症を発症している場合、その症状に対しての用具給付の要否をどのように判断するのか。難病（特定疾病）に由来する合併症のための障害に限り対象とするのか、薬の副作用による合併症のための障害についても対象とするのか。

(答)

1. 原疾患が法の対象となるものであれば、合併症による症状により判断されるべき場合もあると考えるが、個々の身体状況等に応じて必要性を判断することとなる。

問6 平成25年4月1日以降、地域生活支援事業としての日常生活用具給付等事業における難病患者等への給付については、難病患者等以外の障害者に従来から適用していた種目及び給付要件の一覧表を適用するのではなく、「難病患者等日常生活用具給付事業」の実施要綱で規定していた種目及び給付要件の一覧表を当面の措置として適用することを考えている。

運用としては、例えば「特殊便器」について、難病患者等以外の障害者に適用する支給要件は「上肢障害2級以上又は療育手帳Aの知的障害者」であるが、難病患者等に適用する支給要件は「上肢機能に障害のあるもの」となる。

こうした運用を行うとした場合、130疾病の難病患者等であって、身体障害者手帳も有する方に対しては、あくまで身体障害者手帳による障害程度を優先して給付の可否を判断してよいか。（上記の事例の場合、上肢障害3級の身体障害者手帳を有する難病患者等であれば、支給対象とならないことになる。）

（答）

1. 難病患者等日常生活用具給付事業については、従来、介護保険法、老人福祉法、障害者自立支援法等の施策の対象とはならない難病患者等を対象とし、市町村長が真に必要と認めた者に日常生活用具を給付する事業として実施してきた。
2. 平成25年3月31日以前においては、身体障害者手帳を有する難病患者等であって、地域生活支援事業の日常生活用具給付等事業等の対象とならない難病患者等で市町村が真に必要と認めた者は、難病患者等日常生活用具給付事業において日常生活用具を給付することができたところである。
3. ゆえに、事例のような場合は、従来、難病患者等日常生活用具給付事業の対象となると考えられるため、身体障害者手帳による障害程度を優先して給付の可否を判断することは適切でないと考えられる。

問7 特殊寝台と訓練用ベッドの機能は似ているものととらえているが、訓練用ベッドの対象に難病患者等も含める理由は何か。万が一、両方の申請があった場合、必要性を認めれば両方を支給することもあり得るのか。

（答）

1. 障害者総合支援法の施行に伴い、難病患者等居宅生活支援事業の一つである難病患者等日常生活用具給付事業は平成24年度末をもって廃止されるため、難病患者等日常生活用具給付事業で給付対象者であった者が、今後も給付対象者となるように配慮するためである。なお、特殊寝台と訓練用ベッドの両方を給付することは、想定していない。

問 8 難病患者等日常生活用具給付事業における動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）の基準額は、当市の地域生活支援事業で設定している基準額の 2 倍ほどの金額である。難病患者等の症状に十分対応できる種目とするには、基準額は難病患者等日常生活用具給付事業の基準額に沿ったものにする必要があるのか。

（答）

1. 基準額については、現行の難病患者等日常生活用具給付事業や実際の販売価格等を参考として、個々の難病患者等に必要な機能も踏まえた上で、従前、難病患者等日常生活用具給付事業において、給付対象となっていた者が給付を受けられないことがないように、実施主体である市町村の判断で決定していただくことになる。

問 9 既に身体障害者手帳を所持している難病患者等が、症状の急激な悪化で手帳の再認定を受ける予定ではあるが、日常生活用具の必要性が緊急を要することとなった。この場合は、再認定を待たず、難病患者等の区分で、保健師等による訪問調査を経て給付決定してよいか。

（答）

1. 実施主体である各市町村の判断で給付決定することができる。

問10 現行の日常生活用具の告示には、介護・訓練支援用具として「…障害児が訓練に用いるいす等のうち、…」との規定があり、障害児用訓練用ベッドについては、下線部に該当するものと考えられる。訓練用ベッドの支給対象を障害者に拡大するにあたり、下線部分についての告示の一部改正を予定されているか。

また、改正されない場合、障害者に給付する訓練用ベッドは「特殊寝台、特殊マットその他の障害者等の身体介護を支援する用具」に該当すると解してよいか。

（答）

1. 日常生活用具に係る厚生労働省告示（平成 18 年厚生労働省告示 529 号）については、平成 25 年 1 月 18 日公布の地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係告示の整備等に関する告示（平成 25 年厚生労働省告示第 6 号）のとおり、用具の用途及び形状については改正していない。
2. 障害者に給付する訓練用ベッドは、「特殊寝台、特殊マットその他の障害者等の身体介護を支援する用具」に該当する。

問11 現行の難病患者等日常生活用具給付事業の給付種目について、障害者自立支援法に基づく日常生活用具給付等事業において身体障害者障害程度等級により対象者を決定している場合、公平性の確保の観点から、難病患者等についても同基準と同等の障害程度と判断できる場合に給付対象とするとの考え方で差し支えないか。また、現行の難病患者等日常生活用具給付事業の給付種目以外の種目に関する給付の要否の判断においても同様の考え方でよいか。

(答)

1. 難病患者等日常生活用具給付事業については、従来、介護保険法、老人福祉法、障害者自立支援法等の施策の対象とはならない難病患者等を対象とし、市町村長が真に必要と認めた者に日常生活用具を給付する事業として実施してきた。
2. 平成25年3月31日以前においては、身体障害者手帳を有する難病患者等であって、地域生活支援事業の日常生活用具給付等事業等の施策の対象とならぬ難病患者等で市町村が真に必要と認めた者は、難病患者等日常生活用具給付事業において日常生活用具を給付することができたところである。
3. ゆえに、現行の難病患者等日常生活用具給付事業の給付種目について、身体障害者障害程度等級と同等の障害程度と判断できる場合に給付対象とするとの考え方により給付決定を行った場合は、従前の難病患者等日常生活用具給付事業では給付対象であった者が給付対象ではないといった事態が生じる可能性があるため、適当ではない。
4. なお、現行の難病患者等日常生活用具給付事業の給付種目以外の種目の給付は、身体症状等の変動状況や日内変動の状況等を勘案して、より重度の状態を想定し、日常生活上で真に必要かどうかを判断の上、給付することなどが考えられる。

問12 主治医の意見書（難病の状態の把握のため）に加え、身体障害者福祉法第15条の指定医等の意見書（当該申請者の障害の程度や当該日常生活用具の必要性を判断するため）を求め、給付の要否を判断することが望ましいと考えるが、差し支えないか。

(答)

1. 差し支えないと考える。
2. なお、地域生活支援事業である日常生活用具給付等事業は、地域の特性や利用者の状況に応じて、給付対象者、給付種目、基準額、利用者負担額等を、実施主体である市町村の判断で決定できる。

問13 難病患者等日常生活用具給付事業の対象種目である「パルスオキシメーター」について、対象者は「人工呼吸器の装着が必要な者」とされているが、これは既に人工呼吸器を装着している者のほか、人工呼吸器を装着はしていないが将来装着が必要である者を含むと解釈してよいのか。

(答)

1. 平成24年度末をもって廃止となる難病患者等日常生活用具給付事業の対象種目である「パルスオキシメーター」について、対象者は「人工呼吸器の装着が必要な者」とされているが、これは既に人工呼吸器を装着している者を想定しており、将来装着が必要である者は含まれない。

問14 日常生活用具給付事業の対象品目について、パルスオキシメーターの追加と訓練用ベッドを障害児のみを対象としないよう示されているが、これは難病患者等のみに対する取扱いなのか。身体障害者においても同様の取扱いとするべきなのか。

(答)

1. 平成24年度末をもって難病患者等日常生活用具給付事業は廃止となり、対象者であった難病患者等に対する日常生活用具の給付は、平成25年度からは障害者総合支援法に基づく日常生活用具給付等事業及び補装具費の支給で対応することになる。
2. そのため、難病患者等に対しては特にパルスオキシメーターと訓練用ベッドが従前給付対象であったことから特段の配慮をお願いしたい。
3. なお、身体障害者についても同様と考えるかどうかは、実施主体である各市町村の判断において決定されたい。

問15 日常生活用具のそれぞれの種目に対する疾患名（病名等対象条件）を教えてください。また、身体障害者手帳保持者は障害名により給付するものが決まっているが、難病患者等は、医師の診断書等、本人の希望を聞いたうえで対象種目を判断してよいのか。

（答）

1. 同一の疾患であっても、個々の症状によって、その状態は異なることから、一律に各用具と疾患の対応についてお示しすることは、困難である。
2. このため、難病患者等に対する日常生活用具の給付の要否を判断する際には、医師の診断書で疾患と必要性を確認することのほか、保健師などによる訪問調査を経て個々に必要性を判断されたい。
3. なお、難病患者等日常生活用具給付事業の平成22年度における疾患別の給付実績は、別添のとおりであるので、事業実施の参考にされたい。

問16 小児慢性特定疾患の児童に対する日常生活用具について、小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業との併給はできないとのことであるが、優先順位について、ご教示いただきたい。

（答）

1. 小児慢性特定疾患の児童に対しては、現在、小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業の対象となっているところであるが、このうち、難病等と重複する小児慢性特定疾患の児童については、平成25年4月1日から障害者総合支援法に基づく日常生活用具給付等事業の対象（併給は認められない。）となる。
2. なお、小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業の対象者は、児童福祉法及び障害者総合支援法による施策の対象とはならない小児慢性特定疾患児であるため、障害者総合支援法に基づく日常生活用具給付等事業の対象となる児童については、障害者総合支援法の日常生活用具給付等事業を優先して給付することになる。

問17 障害者自立支援法による日常生活用具では、一部身体障害者用物品として非課税扱いとなっているが、同物品を難病患者等に給付する場合でも非課税としてよいか。

(答)

1. 平成3年厚生省告示第130号「消費税法施行令第14条の4の規定に基づき厚生労働大臣が指定する身体障害者用物品及びその修理を定める件」に基づき指定されている身体障害者用物品については、非課税であるため、使用者は限定されておらず、物品の売買について全て非課税となる。

3 補装具費の支給について

問1 補装具の種目ごとに難病患者等の対象者を詳細にご教示願いたい。

(答)

1. 補装具の種目ごとの難病患者等の対象者については、「補装具費支給事務取扱指針について（平成18年9月29日障発第0929006号障害保健福祉部長通知）」にお示ししてある対象者像を参考に、個々の難病患者等の身体症状等の変動状況や日内変動の状況等を勘案し、身体機能を補完又は代替するものとして、日常生活や社会生活上の必要性について判断の上、支給の要否を決定していただきたい。

[参考]

補装具は「身体機能を補完又は代替する用具」であり、「あれば便利なもの」という条件だけでは認められない。「真に必要」な要件とは、単に便利だからとか、QOLの向上や介助の軽減になるというものでなく、その用具、機能がなければ生活、就労、就学が極めて困難であるかどうかという視点で必要性を判断すること。

2. その際、申請者の来所（義肢、装具、座位保持装置及び電動車椅子）によらないものについては、身体障害者福祉法第15条第1項に基づく指定医等のほか、都道府県が指定する難病医療拠点病院又は難病医療協力病院において、主に難病治療に携わる医師作成の補装具費支給意見書により判定することとなるが、判断に不明な点等がある場合は、保健師などによる訪問調査に加えて来所による判定を行うことなども考えられる。

[参考]

障害者総合支援法で補装具を作製する場合、補装具費の支給申請を市町村が受け、その後の支給決定にいたる事務処理には以下の方法がある。

- ① 身体障害者更生相談所による直接判定
- ② 身体障害者更生相談所で医師意見書による書類判定（文書判定）
- ③ 市町村による決定（身体障害者更生相談所の判定が不要）

補装具費支給事務取扱指針では、義肢、装具、座位保持装置、電動車椅子の場合は利用者の身体障害者更生相談所来所によって医学的判定を行うとされている。医学的判定では身体障害者更生相談所の医師、リハ専門職が申請者を直接診察して、障害状況、生活状況等を把握し、必要に応じて、住環境調査を含めた在宅訪問による判定も行う。難病患者等に対しては、これらのほか判断に不明な点等がある場合は、保健師などによる訪問調査などにおいて、身体状況や生活状況等を把握の上、判定を行う。

3. なお、重度障害者用意思伝達装置については、難病患者等日常生活用具給付事業の対象者を考慮し、難病患者等の対象者は、音声・言語機能障害及び神経・筋疾患である者とされたい。

問2 現行では、遮光眼鏡の対象者の要件の一つに「視覚障害により身体障害者手帳を取得していること」とあるが、難病患者等であって、難病等では身体障害者手帳に該当しない状態の方が遮光眼鏡を希望する場合でも、視覚障害の身体障害者手帳の取得は必要ないのか。

(答)

1. 遮光眼鏡の対象者の要件の一つである「視覚障害により身体障害者手帳を取得していること」については、難病患者等も対象者とすることから、補装具費支給事務取扱指針を改正し、削除する。
2. なお、難病患者等による補装具費の申請については、全ての種目において可能であるが、補装具費支給意見書や身体障害者更生相談所等を通じ、個々の身体状況等に応じて必要性を判定した結果、支給されない場合もあるということを難病患者等に十分に理解してもらうことも必要である。

問3 難聴を合併症状として有しない難病患者等が、難聴になった場合に補聴器の申請をした場合、支給対象となるのか。

また、聴覚・平衡機能系疾患ではないが、難聴が合併症状として生じてくる難病患者等に対して、補聴器を支給できるのか。

(答)

1. 補装具費支給制度で給付対象としている補聴器は、重度及び高度難聴用の補聴器が給付対象となっているため、少なくとも高度難聴と同程度の症状であるなら、支給決定が可能である。

問4 難病患者等で、身体障害者手帳の下肢6級を持っている者が車椅子の申請をする場合、手帳の障害程度等級変更による申請、あるいは特定疾患医療受給者証（受給者証のない場合は、医師の診断書）による申請のどちらでも、申請者が選ぶことが可能なのか。

(答)

1. 身体障害者手帳を所持している者については、原則、従来と同様の判断で差し支えない。
2. その際、個々の難病患者等の身体症状の変動状況や日内変動の状況等も勘案し、移動手段としての有効性を的確に判断の上、支給の判定をしていただきたい。

問5 重度障害者用意思伝達装置の対象は音声・言語機能障害及び神経・筋疾患である者とされているが、「筋萎縮性側索硬化症等の進行性疾患」でいう神経・筋疾患のうち、進行性の疾患を示して欲しい。

(答)

1. 疾患の診断については医師に委ねられているが、判断に迷う際には、診断書を作成した医師のほか、難病相談・支援センター等に相談していただく等により判断していただきたい。
2. また、「難病情報センター（運営：公益財団法人難病医学研究財団）」では、厚生労働省が難治性疾患克服研究事業（臨床調査研究分野）の対象としている疾患を中心に、国の難病対策、病気の解説や関連情報の提供などを行っているので参考にされたい。

(参考)

- ・ 難病情報センターのホームページ <http://www.nanbyou.or.jp/>
- ・ 都道府県難病相談・支援センター一覧 <http://www.nanbyou.or.jp/entry/1361>

問6 難病患者等日常生活用具給付事業により従来給付してきた車椅子、電動車椅子、歩行器、意思伝達装置、整形靴以外のその他の補装具についても、難病患者等から支給の申請が行われることになる。そのため、市町村においては、窓口において丁寧な対応が求められるが、義肢、装具、座位保持装置、盲人安全つえ、補聴器等の補装具に関わる身体障害者手帳を持たない難病患者等への対象拡大について、厚生労働省はどのように考えているのか。あくまで自治体の判断なのか。

(答)

1. 障害者総合支援法における補装具については、従来の補装具と同様に、個々の身体状況などを踏まえ、希望する補装具の必要性に応じて判断することとなる。
2. 難病患者等に対する補装具の支給については、身体障害者手帳を持たないことのみをもって、窓口において門前払いすることがないよう対応していただきたいと考えている。
3. なお、難病患者等による補装具費の申請については、全ての種目において可能であるが、補装具費支給意見書や身体障害者更生相談所等を通じ、他の身体障害者・児と同様に個々の身体状況等に応じて必要性を判定した結果、支給されない場合もあるということを難病患者等に十分に理解してもらうことも必要である。

問 7 難病患者等に対する補装具の支給に関して、医師の意見書には、どのような項目が含まれるか。

(答)

1. 難病患者等については、身体症状等の変動状況や日内変動の状況等についても記載することになる。
2. これらのことを記載できるように「補装具費支給事務取扱指針について（平成18年9月29日障発第0929006号障害保健福祉部長通知）」の別添様式例第6号を改正することとしている。

問 8 「症状がより重度の状態でもって判定する」場合、重度の状態となる頻度はどのように考えるのか。1ヶ月に1回や数ヶ月に1回程度でも考慮するのか。

(答)

1. 個々の難病患者等の身体症状等の変動状況や日内変動の状況等を勘案し、身体機能を補完又は代替するものとして、日常生活や社会生活の必要性について判断の上、支給の要否を決定していただきたい。

問 9 「症状がより重度である状態をもって判定する必要がある」について、具体的な判定方法を教えていただきたい。

(答)

1. 申請者の来所（義肢、装具、座位保持装置及び電動車椅子）によらないものについては、身体障害者福祉法第15条第1項に基づく指定医等のほか、都道府県が指定する難病医療拠点病院又は難病医療協力病院において、主に難病治療に携わる医師作成の補装具費支給意見書により判定することとなるが、判断に不明な点等がある場合は、保健師などによる訪問調査に加えて来所により判定する。

問10 補装具で医学的判定不要の種目において、症状が安定している時には利用頻度が少ない種目も希望があれば支給してよいか。

(答)

1. 補装具費支給制度においては、現状の障害・疾患や生活の状況等を踏まえ、現状において身体機能を補完又は代替するものとして、日常生活や社会生活の必要性を判断するものであるので、今後に備えるためなどの支給は適当ではない。
2. 他に有効な方法がなく、その機能がないと日常生活・社会生活等が極めて困難であることを確認できれば、支給しても差し支えない。
3. なお、医師の診断書等により、症状の急速な進行が明らかな場合、早期支給を行うよう努められたい。

[参考]

○ 難病患者等に対する電動車椅子

難病患者等に対する電動車椅子の支給に際しては、症状の悪化を防止するという観点も踏まえ、車椅子ではなく、電動車椅子を認めるといった配慮が必要。(身体障害者も同様。)

○ 難病患者等に対する重度障害者用意思伝達装置

難病患者等に対する重度障害者用意思伝達装置について、特に筋萎縮性側索硬化症等の進行性疾患においては、判定時の身体状況が必ずしも支給要件に達していない場合であっても、急速な進行により支給要件を満たすことが確実と診断された場合には、早期支給を行うといった配慮が必要。(身体障害者も同様。)

なお、この取扱いとするのは、難病患者等日常生活用具給付事業における意思伝達装置の対象者像を踏まえた上での対応である。(難病患者等日常生活用具給付事業は廃止されるため、従前は対象者として取り扱っていた者が対象外とならないように配慮する必要がある。)

問11 現行では、視覚障害の身体障害者手帳所持者でないと矯正眼鏡を支給できないことになっているが、難病患者等で支給を希望する者について視覚障害の手帳所持は必要か。

(答)

1. 矯正眼鏡については、視力障害の認定そのものが、矯正視力（矯正眼鏡を付けた状態）で判断するものであることから、矯正眼鏡を使用しても身体障害者手帳の対象となる程度の者を対象と考えることが適当である。

問12 電動車椅子については「症状の悪化を予防するという観点も踏まえ、車椅子ではなく電動車椅子を認めるといった配慮も必要」とあるが、現在対象外の場合も可とするということか。

(答)

1. 移動能力が車椅子の対象者であって電動車椅子の対象には該当しない場合であっても、疾患によっては、上肢の駆動操作による手への過剰な負担などの知覚や自覚が困難であることから、手動車椅子を自分で操作することによって、結果的に障害や疾患等が悪化する場合なども考えられるため、疾患の状態等を踏まえて対応をお願いするものである。

問13 「既に難病患者等日常生活用具給付事業で車椅子等を給付されたものから再支給・修理の申請があった場合には補装具の支給決定が認められないことがないようにする必要がある。その際迅速に支給決定を行うことができるよう配慮していただきたい。」といった趣旨の記述があるが、このような申請があった場合は身体障害者更生相談所の判定は不要と解してよいか。

(答)

1. 再支給・修理の申請の場合の配慮とは、既に難病患者等日常生活用具給付事業の給付時に、当該用具の必要性を認められていることなどを考慮し、不支給とならないよう配慮を求めているものである。
2. なお、難病患者等が難病患者等日常生活用具給付事業で既に必要性が認められ給付のあったもののうち、身体障害者更生相談所による直接判定を要する補装具（電動車椅子）及び身体障害者更生相談所で医師意見書による書類判定を要する補装具（車椅子（オーダーメイド）及び重度障害者用意思伝達装置）についての再支給（軽微なものを除く。）に際しても、疾患状況等に変化のある場合や難病患者等本人が処方内容の変更を希望する場合、又はそれまで使用していた車椅子等から性能等が変更されている場合等は、同様の判定を行うこととなる。

問14 障害福祉サービスの支給申請時に申請者が難病患者等と判断するものとして「特定疾患医療受給者証等」と記載があるが、自治体担当者会議資料 P96②アの補装具費支給申請に、「特定疾患治療研究事業対象者は特定疾患医療受給者証の写しで代替できる」とある。障害福祉サービスのように「等」が入っていないが受給者証等で判断は可能か。

(答)

1. 対象者の確認は、医師の診断書又は特定疾患医療受給者証で行うことを想定しているが、その他の方法で申請者が難病患者等であると確認できる場合については、各自治体において適切に判断されたい。

問15 既に難病患者等日常生活用具給付事業で給付された者から、修理申請があった場合は市町村での支給と考えてよいか。

(答)

1. 補装具費の対象となる種目については、市町村において、従来の補装具にかかる修理申請と同様の手続きで取り扱う。

問16 特定疾患医療受給者証には、疾患名及び有効期間等が記載されていると思うが、診断書で確認する場合、診断書の記載日が古いものでも構わないか。有効と扱ってよい期間の目安があれば、お示しいただきたい。

(答)

1. 申請受付に当たっての診断書の有効期間は、設定していないが、診断書の記載時期から状態が変化していると判断される場合などについては、再度、診断書を求めるなど各自治体の判断により適切に対応されたい。

問17 難病患者等に対する補装具について、難病患者等の疾患や疾患群で種目別に対象者が分かれるのか。

(答)

1. 疾患名や疾患群で限定されることなく、個々の難病患者等の身体症状等の変動状況や日内変動の状況等を勘案し、身体機能を補完又は代替するものとして、日常生活や社会生活の必要性について判断の上、支給の要否を決定することになる。

問18 四肢の麻痺や体幹の変形等がなく、症状が軽い時には歩行が可能な難病患者等から、症状が重い時に生じる痛みや痺れ感、易疲労性等を理由に車椅子の申請があった場合に支給は可能か。

(答)

1. 個々の難病患者等の身体症状等の変動状況や日内変動の状況等を勘案し、身体機能を補完又は代替するものとして、日常生活や社会生活の必要性に判断の上、支給の要否を決定することになる。
2. 既に難病患者等日常生活用具給付事業で車椅子の給付を受けていた場合は、当該用具の必要性を認められていることなどを考慮し、不支給とならないよう配慮する必要がある。

○平成２２年度難病患者等日常生活用具給付事業（疾患別の実績）

(別添)

NO	対象疾患名	利用実績数	便器		特殊マット	特殊寝台	特殊尿器	体位変換器	入浴補助用具	車いす		歩行支援用具	電気式たん吸引器	意思伝達装置	ネブライザー	移動用リフト	居宅生活動作補助用具	特殊便器	訓練用ベット	自動消火器	動脈血酸素飽和度測定器【パルスオキシメーター
			便器	手すり						電動以外の場合	電動の場合										
1	脊髄小脳変性症	43	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	21	1	3	0	0	1	0	0	15
2	シャイ・ドレーガー症候群	15	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	7	0	2	0	0	0	0	0	5
3	モヤモヤ病（ウィリス動脈輪閉塞症）	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
4	正常圧水頭症	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5	多発性硬化症	17	0	0	1	1	0	0	1	1	1	3	0	0	0	0	7	1	0	0	1
6	重症筋無力症	11	0	0	1	2	1	0	0	1	0	1	3	0	1	0	1	0	0	0	0
7	ギラン・バレー症候群	3	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
8	フィッシャー症候群	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
9	慢性炎症性脱髄性多発神経炎	7	0	0	0	0	0	0	1	1	1	2	0	0	0	0	2	0	0	0	0
10	多巣性運動ニューロパチー（ルイス・サムナー症候群）	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
11	単クローン抗体を伴う末梢神経炎（クロウ・フカセ症候群）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
12	筋萎縮性側索硬化症	223	0	0	3	3	0	0	3	1	0	0	76	17	12	0	0	1	0	0	107
13	脊髄性筋萎縮症	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	8
14	球脊髄性筋萎縮症	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
15	脊髄空洞症	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
16	パーキンソン病	94	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	73	1	8	0	0	2	0	0	9
17	ハンチントン病	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
18	進行性核上性麻痺	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	2
19	線条体黒質変性症	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	1	0	0	1	0	0	0	2
20	ペルオキシソーム病	6	0	0	1	1	0	0	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
21	ライソゾーム病	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	2
22	クロイツフェルト・ヤコブ病(CJD)	2	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
23	ゲルストマン・ストロイスラー・シャインカー病 (GSS)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
24	致死性家族性不眠症	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
25	亜急性硬化性全脳炎(SSPE)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
26	進行性多巣性白質脳症(PML)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
27	後縦靱帯骨化症	8	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	3	0	2	0	0	1	0	0	0
28	黄色靱帯骨化症	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
29	前縦靱帯骨化症	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
30	広範脊柱管狭窄症	3	0	0	0	0	0	0	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
31	特発性大腿骨頭壊死症	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
32	特発性ステロイド性骨壊死症	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
33	網膜色素変性症	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
34	加齢黄斑変性	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
35	難治性視神経症	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
36	突発性難聴	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
37	特発性両側性感音難聴	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
38	メニエール病	2	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
39	遅発性内リンパ水腫	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
40	PRL分泌異常症	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
41	ゴナドトロピン分泌異常症	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
42	ADH分泌異常症	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
43	中枢性摂食異常症	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
44	原発性アルドステロン症	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
45	偽性低アルドステロン症	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
46	グルココルチコイド抵抗症	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
47	副腎酵素欠損症	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
48	副腎低形成(アジソン病)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
49	偽性副甲状腺機能低下症	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
50	ビタミンD受容機構異常症	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
51	TSH受容体異常症	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

NO	対象疾患名	利用実績数	便器		特殊マット	特殊寝台	特殊尿器	体位変換器	入浴補助用具	車いす		歩行支援用具	電気式たん吸引器	意思伝達装置	ネブライザー	移動用リフト	居宅生活動作補助用具	特殊便器	訓練用ベット	自動消火器	動脈血酸素飽和度測定器〔パルスオキシメーター〕
			便器	手すり						電動以外の場合	電動の場合										
52	甲状腺ホルモン不応症	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
53	再生不良性貧血	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
54	溶血性貧血(自己免疫性溶血性貧血・発作性夜間血色素尿症)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
55	不応性貧血(骨髄異形成症候群)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
56	骨髄線維症	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
57	特発性血栓症	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
58	血栓性血小板減少性紫斑病(TTP)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
59	特発性血小板減少性紫斑病	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
60	IgA腎症	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
61	急速進行性糸球体腎炎	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
62	難治性ネフローゼ症候群	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
63	多発性嚢胞腎	5	0	0	1	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
64	肥大型心筋症	4	0	1	1	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
65	拡張型心筋症	3	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
66	拘束型心筋症	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
67	ミトコンドリア病	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
68	Fabry病	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
69	家族性突然死症候群	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
70	原発性高脂血症	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
71	特発性間質性肺炎	24	0	0	1	3	0	0	1	0	0	1	1	0	1	0	0	0	0	0	16
72	サルコイドーシス	3	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
73	びまん性汎細気管支炎	4	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	2
74	潰瘍性大腸炎	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
75	クローン病	5	0	0	1	2	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
76	自己免疫性肝炎	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
77	原発性胆汁性肝硬変	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
78	劇症肝炎	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
79	特発性門脈圧亢進症	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
80	肝外門脈閉塞症	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
81	Budd-Chiari症候群	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
82	肝内結石症	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
83	肝内胆管障害	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
84	膵嚢胞線維症	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
85	重症急性膵炎	2	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
86	慢性膵炎	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
87	アミロイドーシス	6	1	1	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
88	ベーチェット病	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
89	全身性エリテマトーデス	11	0	0	1	1	0	0	1	2	0	2	0	0	1	0	2	1	0	0	0
90	多発性筋炎・皮膚筋炎	11	0	0	0	1	0	0	2	2	0	2	0	0	0	0	2	0	0	0	2
91	シェーグレン症候群	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
92	成人スティル病	4	1	0	1	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
93	高安病(大動脈炎症候群)	3	0	1	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
94	バージャー病	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
95	結節性動脈周囲炎	7	0	1	0	0	0	0	1	0	0	3	0	0	1	0	0	0	0	0	1
96	ウェゲナー肉芽腫症	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
97	アレルギー性肉芽腫性血管炎	2	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
98	悪性関節リウマチ	2	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
99	側頭動脈炎	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
100	抗リン脂質抗体症候群	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
101	強皮症	6	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	1	1	0	0	2
102	好酸球性筋膜炎	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
103	硬化性萎縮性苔癬	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
104	原発性免疫不全症候群	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
105	若年性肺気腫	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
106	ランゲルハンス細胞組織球症	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
107	肥満低換気症候群	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
108	肺胞低換気症候群	4	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	2	0	0	0	0	0	0

NO	対象疾患名	利用実績数	便器		特殊マット	特殊寝台	特殊尿器	体位変換器	入浴補助用具	車いす		歩行支援用具	電気式たん吸引器	意思伝達装置	ネブライザー	移動用リフト	居宅生活動作補助用具	特殊便器	訓練用ベット	自動消火器	動脈血酸素飽和度測定器〔パルスオキシメーター〕
			便器	手すり						電動以外の場合	電動の場合										
109	肺動脈性肺高血圧症	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	4
110	慢性血栓性肺高血圧症	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
111	混合性結合組織病	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
112	神経線維腫症Ⅰ型(レックリングハウゼン病)	3	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0
113	神経線維腫症Ⅱ型	5	0	1	0	1	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
114	結節性硬化症(プリングル病)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
115	表皮水疱症	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
116	膿疱性乾癬	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
117	天疱瘡	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
118	大脳皮質基底核変性症	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	1	0	0	0	0	0	0
119	重症多形滲出性紅斑(急性期)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
120	リンパ脈管筋腫症(LAM)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
121	進行性骨化性線維異形成症(FOP)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
122	色素性乾皮症(XP)	2	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
123	スモン	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
124	下垂体機能低下症	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
125	クッシング病	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
126	先端巨大症	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
127	原発性側索硬化症	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
128	有棘赤血球を伴う舞踏病	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
129	HTLV－1 関連脊髄症(HAM)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
130	先天性魚鱗癬様紅皮症	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
131	リウマチアレルギー	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0
	(対象疾患聞き取り中)	114																			
	総数	729	4	5	14	25	1	0	31	17	2	27	209	20	35	0	21	10	1	0	193

※色付は、特定疾患治療研究事業（医療費の助成）の56の対象疾患

障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業について

事業目的

障害者及び障害児（難病患者等も含む）が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じ、実施主体である市町村等が柔軟な形態により事業を効果的・効率的に実施することを目的とする。

対 象 者

障害者総合支援法第4条第1項に規定する障害者及び同条第2項に規定する障害児

【具体的な対象者】

- 身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者
- 知的障害者福祉法にいう知的障害者
- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者（発達障害者を含み、知的障害者を除く。）
- 難病患者等（治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるもの^(※1)による障害の程度が厚生労働大臣が定める程度^(※2)である者

（※1）難治性疾患克服研究事業の対象疾患（130疾患）及び関節リウマチ（障害者総合支援法の政令で定める疾病は130疾病）

（※2）特殊の疾病による障害により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける程度

- 児童福祉法第4条第2項に規定する障害児（上記の満18歳に満たない者）

事業の性格

- [地域の特性] 地理的条件や社会資源の状況
- [柔軟な形態] 委託契約や広域連合等の活用、突発的なニーズに臨機応変に対応が可能、複数の利用者への対応が可能
- 地方分権の観点から、地方が自主的に取り組む事業（事業の実施内容は地方が決定）
- 生活ニーズに応じて個別給付と組み合わせることも可能

財 源

補助金（一部交付税措置あり）※市町村等の事業全体に補助する統合補助金として補助

【都道府県事業】国1／2以内で補助 【市町村事業】国1／2以内、都道府県1／4以内で補助

予 算 額

平成24年度 450億円 ⇒ 平成25年度（案） 460億円

難病患者等日常生活用具給付事業の対象種目等

種目	基準額	対象者	性能
便器	4,450円 5,400円 (便器に手すりをつけた場合)	常時介護を要する者	難病患者等が容易に使用し得るもの。(手すりをつけることができる。)
特殊マット	19,600円	寝たきりの状態にある者	褥創の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの。
特殊寝台	154,000円	寝たきりの状態にある者	腕、脚等の訓練のできる用具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの。
特殊尿器	67,000円	自力で排尿できない者	尿が自動的に吸引されるもので難病患者等又は介護者が容易に使用し得るもの。
体位変換器	15,000円	寝たきりの状態にある者	介助者が難病患者等の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの。
入浴補助用具	90,000円	入浴に介助を要する者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、難病患者等又は介助者が容易に使用し得るもの。
車椅子	70,400円 314,000円 (電動の場合)	下肢が不自由な者	難病患者等の身体機能を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。(歩行機能を電動車椅子によらなければ代行できない者については、電動車椅子も含む。)
歩行支援用具	60,000円	下肢が不自由な者	おおむね次のような機能を有する手すり、スロープ、歩行器等であって、難病患者等の身体機能の状態を十分踏まえ、必要な強度と安定性を有し、転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具となるもの。
電気式たん吸引器	56,400円	呼吸器機能に障害のある者	難病患者等又は介護者が容易に使用し得るもの。
意思伝達装置	470,000円	言語機能を喪失した者又は言語機能が著しく低下している筋萎縮性側索硬化症等の神経疾患患者であって、コミュニケーション手段として必要があると認められる者	まばたき、筋電センサー等の特殊な入力装置を備え、難病患者等が容易に使用し得るもの。
ネブライザー	36,000円	呼吸器機能に障害のある者	難病患者等又は介護者が容易に使用し得るもの。
移動用リフト	159,000円	下肢又は体幹機能に障害のある者	介護者が難病患者等を移動させるにあたって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。
居宅生活動作補助用具	200,000円	下肢又は体幹機能に障害のある者	難病患者等の移動を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの。
特殊便器	151,200円	上肢機能に障害のある者	足踏みペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものは除く。
訓練用ベッド	159,200円	下肢又は体幹機能に障害のある者	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの。
自動消火器	28,700円	火災発生の感知及び避難が著しく困難な難病患者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消化液を噴射し、初期火災を消火し得るもの。
動脈血中酸素飽和度測定器 (パルスオキシメーター)	157,500円	人工呼吸器の装着が必要な者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、難病患者等が容易に使用し得るもの。
整形靴	132,400円	下肢が不自由な者	難病患者等の身体状況を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。

※平成24年度の難病患者等日常生活用具給付事業

難病患者等日常生活用具給付事業と障害者総合支援法の日常生活用具と補装具の関係

難病患者等日常生活用具の給付種目	障害者総合支援法上の対応	備考
便器	日常生活用具(自立生活支援用具)	
特殊マット	日常生活用具(介護・訓練支援用具)	
特殊寝台	日常生活用具(介護・訓練支援用具)	
特殊尿器	日常生活用具(介護・訓練支援用具)	
体位変換器	日常生活用具(介護・訓練支援用具)	
入浴補助用具	日常生活用具(自立生活支援用具)	
車椅子(電動車椅子も含む)	補装具(車椅子、電動車椅子)	
歩行支援用具(手すり、スロープ等)	日常生活用具(自立生活支援用具)	
歩行支援用具(歩行器)	補装具(歩行器)	
電気式たん吸引器	日常生活用具(在宅療養等支援用具)	
意思伝達装置	補装具(重度障害者用意思伝達装置)	
ネブライザー	日常生活用具(在宅療養等支援用具)	
移動用リフト	日常生活用具(介護・訓練支援用具)	
居宅生活動作補助用具	日常生活用具(居宅生活動作補助用具)	
特殊便器	日常生活用具(自立生活支援用具)	
訓練用ベッド	日常生活用具(介護・訓練支援用具)	障害児のみに限定しない配慮が必要。
自動消火器	日常生活用具(自立生活支援用具)	
動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)	日常生活用具(在宅療養等支援用具)	対象種目とする配慮が必要。
整形靴	補装具(靴型装具)	

難病患者等に対する補装具の取扱いについて

補装具の種目	申請時	判定時	配慮等すべき事項
義肢	補装具費支給申請書 及び 医師の診断書 又は 特定疾患医療 受給者証等の写し の提出 (注)その他の方法で申請者が難病患者等であると確認できる場合には、各自治体において判断できる。	○判定の際は、「 <u>症状がより重度の状態</u> 」を基に補装具の要否を判定するように配慮する。 また、その際には補装具としての有効性を的確に判断の上、不要な部品を取り付けることがないように留意する。 ○身体障害者・児と同様に補装具の要否を判定することとなるが、難病患者等の状況に応じ、保健師と連携の上、要否を判定する。 (注)個々の身体症状等を勘案し、日常生活や社会生活上の必要性について判断の上、支給の要否を決定する。	義肢については、ほぼ身体障害者手帳の対象となり得る。
装具			既に難病患者等日常生活用具給付等事業で給付された者に対しては、再支給や修理が認められないことがないように配慮する。
座位保持装置			—
盲人安全つえ			—
義眼			—
眼鏡			—
補聴器			—
車椅子			既に難病患者等日常生活用具給付等事業で給付された者に対しては、再支給や修理が認められないことがないように配慮する。
電動車椅子			
座位保持椅子			—
起立保持具			—
歩行器			既に難病患者等日常生活用具給付等事業で給付された者に対しては、再支給や修理が認められないことがないように配慮する。
頭部保持具			
排便補助具			—
歩行補助つえ			—
重度障害者用意思伝達装置			・既に難病患者等日常生活用具給付等事業で給付された者に対しては、再支給や修理が認められないことがないように配慮する。 ・進行性疾患については、急速な進行により明らかに支給要件を満たす場合は、早期支給を行うように配慮する。 ・難病患者等の対象者は、音声・言語機能障害及び神経・筋疾患である者とする。